



商品化される農地 —農地収奪がもたらす人権問題と 国際社会の対応

ソフィア・モンサルベ・スアレス

FIAN インターナショナル

2012年1月 東京



FoodFirst Information and Action Network



1. フード・ファースト(食糧主権)情報・活動ネットワーク

- ▶ FIANは1986年より、農地紛争の調査、および農地収奪に抵抗する地域住民の支援を積極的に行ってきた。
- ▶ FIANは、農地問題を人権の問題と捉え、農地へのアクセスの確保は人権義務であるという概念を確立してきた。
- ▶ 農地へのアクセスを得ることは、食料への権利の重要な要素である。(食料への権利は、国連・経済的、社会的、文化的権利に関する委員会の公式解釈(GC N° 12)として採択された概念である)。

2

2. 農地収奪

- ▶ 農地収奪は近年に始まった事象ではない。
- ▶ FIANによる数多くの調査では、農地収奪を行っているのは、地域や国内の支配階級(地主や民兵組織、大農園、企業)、および政府である。
- ▶ 外国勢による農地収奪は当初、外国企業による鉱山開発がらみであった。
- ▶ 過去3年、新たなタイプの農地収奪が起きている。



3

農地収奪の定義

商業的・工業的な農業生産のために、周辺農地の平均的な規模を大幅に上回る規模の農地を取得すること。

- ▶ この定義では、そうした農地取得が分配に与える影響、政治・経済に与える影響、および域内・国内の人々の資源に対する権利に与える影響を重視している。
- ▶ 国内外の投資家



4

農地収奪の現状

- ▶ 外国投資家による取引対象とされている農地は、合計5000～8000万ヘクタールにおよぶ。その3分の2がサハラ以南アフリカの農地である。
- ▶ 公表された農地取引の4分の3で、まだ実際の投資が行われていない
- ▶ 誘因: (食料、鉱物、木材など) 資源に対する需要増加
- ▶ “緑の収奪”
- ▶ 企業、外国政府、大規模生産者、金融業界などの投資家

5

3. 農地収奪に関する懸念

- ▶ 利用可能な農地が減る。
- ▶ 小規模農民のための農業政策が実施が困難となる。
- ▶ 各国で、持続可能な小規模農民による地域と国内市場に向けた農業ではなく、アグリビジネスの利益とグローバル市場が優先されるようになる。
- ▶ 権威ある国際勧告(すなわち、開発のための国際農業技術評価 IAASTD)とは矛盾する農業生産モデルが広まる。
- ▶ 自然と農業が商品化される。

6

重要な誘因: アグロ燃料

- ▶ 2006年の時点で、世界の耕作地の1%に相当する1400万ヘクタールを占有。
- ▶ 2030年、その規模は3500万～5400万ヘクタール(世界の耕作地の2.5～3.8%に相当)に拡大すると予測される。
- ▶ EUの消費目標: 2020年までに10%△ 2000万-3000万ヘクタール
- ▶ 国際エネルギー機関 (IEA) の予測: 2050年の輸送燃料需要の20-30% を供給するには1億～6億5000万ヘクタールの農地が必要(現在の総耕作地面積は16億ヘクタール)

7

4. 農地収奪の人権への影響

農地収奪は人権侵害をもたらす

- ▶ 適切な食料への権利(国際人権規約・社会権規約11条; 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会一般的意見第12)
- ▶ 適切な住居への権利(国際人権規約・社会権規約11条; 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会一般的意見第4及び7)
- ▶ 資源へのアクセスを含む、適切な生活水準への権利(国際人権規約・社会権規約11条)
- ▶ 労働の権利(国際人権規約・社会権規約6条)

8

- ▶ 先住民族の権利(国際労働機関(ILO)169号条約13-19条)、先住民族の権利に関する国連宣言
- ▶ 自決権及び生存手段を奪われない権利(国際人権規約・社会権規約及び自由権規約1条1項、1条2項)
- ▶ 天然資源の利用及び管理に関する“新たな”権利; 小規模農民(百姓)の権利、農地を得る人権

5. 域外における義務

- ▶ 国家の遵守義務; 国内及び国外における義務
- ▶ 投資国(および投資国の企業)と投資受入国との経済力の差
- ▶ 投資国は、国内および国際レベルで国際的な農地取得と関連の投資活動を規制しなければならない
- ▶ 他の投資国も含めた多国間の規制措置

6. 農地収奪に対する国際社会の対応

主な二つの国際的な対応:

- ▶ 農地、森林、漁場の権利の責任あるガバナンスに関するボランティア・ガイドライン (VG land)
- ▶ 責任ある農業投資の原則 (RAI)

VG Land

RAI

背景:

- ▶ 農地改革と農村開発に関する国際会議(ICARRD)の最終宣言(2006)、および食料への権利に関するボランティアガイドラインに基づく
- ▶ 大規模農地投資の増加への対応
- ▶ 大規模農地取得の影響緩和のための自主規制を求める政策的助言

VG Land

RAI

特徴:

- 法的拘束力を持つ人権義務に言及

主眼と対象:

- 農地、漁場、森林のガバナンス:
どの資源を、誰が、どんな条件で利用するのか、それを誰が決定するのか; その決定プロセスはどうあるべきか

- 人権法への言及なし; 企業の社会的責任(CSR)の枠組みの延長

7つの原則:

土地と資源に対する既存の権利の認識、食料安全保障、透明性、協議、参加、経済・社会・環境面での実行可能性

13

VG Land

RAI

関係機関と交渉・採択プロセス:

- 国連農業食料機関(FAO)が立案
- 世界食料安全保障委員会(CFS)において政府間で起草、交渉された
- 最も影響を受ける人々の組織など、多様な市民社会グループを含む、包摂的な参加型プロセス
- 多国間の取り組みではなく一部の政府機関が始めた取り組みであり、管轄する多国間機関は明確になっていない
- NGOと市民社会グループ、および国連機関がラウンドテーブルに参加

14

7. 提案



- 予防原則を適用し、大規模農地取得を防止する
- 国際的な人権法に則り、現在の投資促進のための制度を改革する
- アグロ燃料の消費目標を撤廃し、アグロ燃料の利用を奨励する諸政策を中止する

15



- 人権を保障する土地政策を実施する(国内レベル及び国際協力)。ICARRDの最終宣言を実行する
- IAASTDの勧告を実施する
- 近代の知識と伝統的な知恵を結集し、持続可能な農業システムを実現するために、アグロエコロジカル(農業生態学に基づく)小規模農民による農業に十分な投資を行う。

16

- ▶ 2011年11月、マリで農地収奪に対するグローバル・アライアンスが結成された
- ▶ 農地収奪に反対する「ダカール声明」には900を超える団体が署名した。

<http://www.dakarappeal.org/>

お問い合わせは

ウェブサイト www.fian.org

個人メール: monsolve@fian.org